

の中を南流し、北緯四十度三十分の點に於て黄河に注げり、されば此の河は古くより黒水と呼ばれ、其の上源地は遼の豊州の地にして、當代白達達部の所領、もしくは其の所領に極めて近接の地なりしこと疑がふ可らず。従つて大石が白達達の詳穩牀古兒に會せしといふ黒水なるものはまた此の黒水なるべきを疑はず。思ふに大石は其の出走の際には、遼史の記する所に従へば天祚帝とともに夾山にありたるが如く「天祚……再謀出兵復收燕雲、大石林牙力諫曰……不可輕舉、不從、大石遂……西去、上遂率諸軍出夾山」(卷二)と見ゆ。而して夾山は金史地理志雲内州柔服縣の註記に「夾山在城北六十里」と見え、黄河を隔て、鄂爾多斯部と相對せる烏喇特部の中に位せるものなれば、本文に「北行三日過黒水」と記せるものは、正しくは東北行とすべきものなるべし。

ロ 可 敦 城

以上黒水の所在については之を遙に西方なるエチナ河と見ずして今の内蒙古茂明安、烏喇特兩部を流る、黒河なるべきを推定せり。而して此の河の所在を究めしは實にまたこゝに述べんとする可敦城の位置に關するものあればなり。もしブレットシュナイデル氏の如く之を以てエチナ河と見ば大石は夾山を出で、直ちに西方に向ひたるものにして、従つて可敦城なるものも、此の河と北庭都護府との途上に於て求むべきを當れりとせざる可らず。されど此の如きは到底之を認むべきに非ず。本文には「西至可敦城、駐北庭都護府」と記し、兩者殆んど同一の場所なるかの如くにも見ゆれど、もとよりまた然るに非ず。大金國志天會九年の條を見るに、「粘罕自雲中、以燕雲漢軍女眞軍一萬人、付右都監耶律余覩、北攻耶律大石林牙・耶律佛項林牙于漠北曷董城、既行、拘余覩妻子于女眞城」と